

## 第7 計画の推進状況の評価

本計画の進捗状況については、県政モニターへのアンケート調査（プラン28「県民の意識調査の実施」参照）をはじめ、「犬及び猫の引取り数」、「犬及び猫の殺処分数」を指標として、評価していきます。

### 指標1 犬及び猫の引取り数

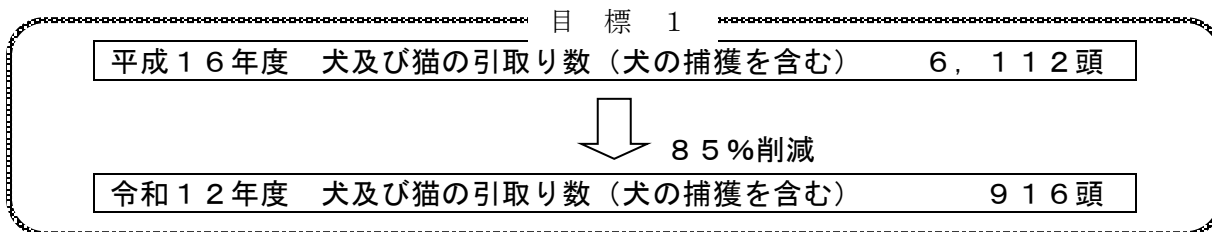
令和12年度までに「犬及び猫の引取り数を85%削減」（平成16年度を基準とする）を目標とします。

これまで、動物愛護管理指針に準拠し、令和5年度までに「犬及び猫の引取り数を75%削減」（平成16年度を基準とする）することを目標としてきました。

令和元年度の引取り数は、犬512頭、猫1,687頭の計2,199頭となっており、平成16年度を基準とすると64%削減されました。

犬については平成16年度から令和元年度までに約75%減少し、猫については約58%減少しています。平成16年度では、犬及び猫の引取り数の割合は1:2でしたが、令和元年度には、1:3になっています。

本計画の目標を達成するためには、猫の引取り数を大幅に減らしていく必要があります。



### 指標2 家庭で飼養できる犬及び猫の殺処分数

令和12年度までに保健所で収容した「家庭で飼養できる犬及び猫の殺処分数の50%削減」（平成30年度を基準とする）を目標とします。

これまで、県独自の指標として殺処分率を用いてきましたが、指針の改正により新たに殺処分数の50%削減が指標とされたため、国の指針に合わせて設定するものです。

これまで、殺処分率を平成16年度の79%から、令和5年度までに35%にすることを目標としてきました。令和元年度には51%まで削減することができました。

令和元年度に殺処分した動物のうち約94%が猫です。また、殺処分した猫のうち65%が子猫であることから、子猫の譲渡をすすめることが課題となっています。

